

(下線部)は変更部分)

第6 特定個人情報保護評価の実施時期 1 新規保有時	変更案	現行
第6 特定個人情報保護評価の実施時期 1 新規保有時	新規保有時	第6 特定個人情報保護評価の実施時期 1 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。ただし、規則第9条第2項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。
		<p>(1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期</p> <p>ア 通常の場合</p> <p>規則第9条第1項の規定に基づき、システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、評価実施機関の判断で、<u>プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価を実施</u>することができる。</p> <p>イ 委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の場合</p> <p>規則第9条第1項の規定に基づき、システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、委員会とあらかじめ協議の上、実施時期を決定することができる。</p> <p>ウ 経過措置</p> <p>この指針の適用の日から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング</p>
		<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。  
イヘオ (略)

様式2 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

表紙 (略)

I 要連情報	
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	
②事務の概要	
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	法令上の根拠
4. 作業提供や外部ワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	〔 〕 <連携> 1) 対応する 2) 対応しない 3) 未定
②法令上の根拠	〔 〕 1) 法令上の根拠 2) 評価実施機関における担当部署
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	〔 〕 1) 部署 2) 所属長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	
II・III (略)	

個人番号を利用することができることができる法令上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。  
イヘオ (略)

様式2 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

表紙 (略)

I 要連情報	
1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務	
①事務の名称	
②事務の概要	
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	法令上の根拠
4. 情報提供や外部ワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	〔 〕 <連携> 1) 対応する 2) 対応しない 3) 未定
②法令上の根拠	〔 〕 1) 法令上の根拠 2) 評価実施機関における担当部署
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	〔 〕 1) 部署 2) 所属長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	
II・III (略)	

## (新設)

IV リスク対策	
1. 指出する特定個人情報保護評価書の種類	〔 〕
2)又(は)を選択した評価実施範囲については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されています。	〔 〕
2. 特定個人情報の入手・情報提供システムを通過した入手を除く。)	〔 〕
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 〕
③ 特定個人情報の使用	〔 〕
目的を超えて用途付け・事務ごとに必要な情報との紐付けが行わるリスクへの対策は十分か	〔 〕
権限のない者(元従業員、アクセス権限のあるリスクへの対策は十分か	〔 〕
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	〔 〕
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	〔 〕
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	〔 〕
6. 情報提供までのアーカイブシステムとの接続	〔 〕
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 〕
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	〔 〕
7. 特定個人情報の保管・消去	〔 〕
特定個人情報の漏えい・消失・誤送りリスクへの対策は十分か	〔 〕
8. 監査	〔 〕
実施の有無	〔 〕 自己点検   〔 〕 内部監査   〔 〕 外部監査
9. 従業者はに対する教育・啓発	〔 〕
従業者に対する教育・啓発	〔 〕

変更箇所 (略)

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	
②実現が期待されるメリット	
5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ①実施の有無 〔 1 〕 ②法令上の根拠	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ①実施の有無 〔 1 〕 ②法令上の根拠 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長 ③他の評価実施機関
(別添 1) 事務内容 (略) II～VI (略)	(別添 1) 事務内容 (略) II～VI (略)
(別添 3) 変更箇所 (略)	(別添 3) 変更箇所 (略)

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第6の1 (1) の規定並びに第9の2 (1) ア、同 (2) ア及び同 (3) ア中の「部署」を「部署及び所属長の役職名」に改める部分並びに様式2 I の5、様式3 I の6及び様式4 I の7中「所属長」を「所属長の役職名」に改める部分については、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示による変更後の特定個人情報保護評価指針(以下「新指針」という。)第9の2 (1) イの規定及びこの告示の施行の際現に変更前の特定個人情報保護評価指針(以下「旧指針」という。)の規定により公表されている変更前の様式2 (I の5を除く。)については、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、変更後の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

2 新指針第9の2 (1) ア、(2) ア及び(3) アの規定並びに附則第一條ただし書に規定する規定に旧指針の規定により公表されている変更前の様式2 I の5、様式3 I の6及び様式4 I の7中「所属長」を「所属長の役職名」に改める部分については、所属長の役職名及び氏

名に変更がない限りにおいて、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、変更後の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

